

一般土木工事の指名基準について

〈 目 的 〉

由利本荘市建設工事等入札・契約制度に関する要綱第 1 2 条において、対応工種及び請負対応額に応じ、別表の等級別発注標準表に定める等級に格付けされた者のうちから指名するものとしている。

令和 6 年に発生した豪雨災害による災害復旧工事では、入札不調が発生していることに加え、今後も大幅な発注が見込まれることから、円滑な受注を確保することを目的とし、令和 7・8 年度に発注する一般土木工事における指名方針及び基準について、同要綱附則第 3 項の規定に基づき必要な事項を定める。

1. 指名の基準（現在）

現状の指名基準は、以下に示す（表－1）※等級別発注標準表である。

由利本荘市建設工事等入札、契約制度に関する要綱 第 1 2 条（指名の基準）

（表－1）※ 等級別発注標準表

等級 工種	市内A級	市内B級	市内C級
一般土木工事	3,000万円以上	3,000万円未満 700万円以上	700万円未満

2. 一般土木工事の指名方針

令和 7・8 年度に発注する一般土木工事に限り、以下の第 3 項から第 4 項に示す基準を適用し、条件付き一般競争入札を行うものとする。

3. 「等級別発注標準表」の改正

令和 7・8 年度に限り、以下に示す（表－2）※等級別発注標準表を適用する。

（表－2）※ 等級別発注標準表

等級 工種	市内A級	市内B級	市内C級
一般土木工事	4,000万円以上	4,000万円未満 1,500万円以上	1,500万円未満

4. 工事積算で「施工箇所が点在」を使用した場合の等級について

（1）対象工事

複数の点在する箇所を 1 つの工事としてまとめて発注する場合は、配置予定技術者の資格要件等を考慮して、点在箇所は 5 箇所までとし、金額に上限を設けるものとする。

（2）格付要件

令和 7・8 年度に限り、別紙による格付要件を適用する。

5. その他

- （1） 本基準（一般土木工事の指名基準）は、由利本荘市建設工事等入札・契約制度に関する要綱「附則」第 3 項の規定に基づき、一般土木工事の発注に関する特例を定め、適用する。

この場合においては、指名審査会及び指名審査調整会議での審査を省略する。

- （2） 本基準（一般土木工事の指名基準）は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

工事積算で「施工箇所が点在」を使用した場合の発注について

「施工箇所が点在で」積算した工事を発注する場合の等級等の考え方については、以下のとおりとする。

(1) 格付要件

施工箇所が点在する工事は、それぞれの点在箇所毎の格付等級を含めることができるものとする。

ただし、配置予定技術者の資格要件等を考慮して、金額に上限を設けるものとする。

格付 等級	要件（全て満たす必要有）※金額：税込		摘要
	箇所毎の設計額	発注額の上限	
C級	全て 1,500万円未満 (C級の発注要件)	4,000万円未満	
B級	全て 4,000万円未満 (B級の発注要件)	8,000万円未満	
A級			

(3) 事例：参考

○事例①

発注金額	3,000 万円	4,000万円 未満	→	公告時の格付等級（例）	
点在箇所毎の 設計金額	1,200 万円 1,200 万円 600 万円	全て 1,500万円 未満		・ B C 級	新たに C級も可

○事例②

発注金額	6,000 万円	8,000万円 未満	→	公告時の格付等級（例）	
点在箇所毎の 設計金額	3,000 万円 2,200 万円 800 万円	全て 4,000万円 未満		・ A B 級	新たに B級も可 (C級不可)

○事例③

発注金額	7,500 万円	8,000万円 未満	→	公告時の格付等級（例）	
点在箇所毎の 設計金額	2,000 万円 4,500 万円 1,000 万円	いずれか 4,000万円 以上		・ A 級	A級のみ (BC級不可)